

重要事項説明書

グループホーム 潮岬あゆみ園

串本町指定 第 3072400314 号 平成 11 年 6 月 21 日開設
〒649-3502 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬 659 番地
電話：0735-62-7122 FAX：0735-69-2270

当事業所はご契約者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
事業所の概要やサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

○事業所経営法人

社会福祉法人 串本福祉会 (昭和 61 年 2 月 21 日法人認可)
和歌山県東牟婁郡串本町二色 160 番地
0735-62-5165/0735-62-5338
理事長 和田 利文

○事業の目的

要介護者で認知症の状態にある者を、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練等を行うことにより、利用者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう援助すること。

○居室等の概要

- 鉄骨造
- 426.7 m² (内 119.18 m²は小規模多機能型居宅介護と共有スペース)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(居室)	9室	面積：12.78 m ²
居間・食堂	1室	面積：60.92 m ²
キッチンスペース	1	面積：居間・食堂に含む
浴室	1	浴槽1、シャワー1
便所	11	各居室内に1、車いす用2

○職員の体制

職種	職員配置
管理者	1 (小規模多機能管理者と兼務)
介護職員	8 (内 1 名は非常勤職員)
看護師	1 (非常勤職員)
計画作成担当者	1 (介護職員と兼務)

※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

○事業所が提供するサービスと利用料金

- 認知症対応型共同生活介護計画に基づいて（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
- 定員（9人）の枠内で1名を上限として、30日以内の期間、短期利用認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
- 緊急を要すると判断される場合は、7日間を限度（状況に応じて14日）に定員を超えて短期利用認知症対応型共同生活介護を利用できる場合があります。
- サービスに対する利用料金については、基本料金とその他の料金があります。

1. 基本料金 ※令和6年6月介護報酬改定に基づく

基本サービス利用料（I型、1日につき）		入居者以外の短期利用の場合
要支援Ⅱ	761円	789円
要介護Ⅰ	765円	793円
要介護Ⅱ	801円	829円
要介護Ⅲ	824円	854円
要介護Ⅳ	841円	870円
要介護Ⅴ	859円	887円
初期加算：30円/日（入居後30日に限る。短期利用の場合は不要）		
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ：37円/日		
医療連携体制加算（Ⅱ）：5円/日（過去3か月以内に指定の医療ケアを実施）		
協力医療機関連携加算（短期利用、介護予防除く）：100円/月		
退居時情報提供加算（短期利用除く）：250円/回		
科学的介護推進体制加算：40円/月		
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：10円/月		
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）：10円/月 ※（Ⅱ）との同時算定なし		
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）：5円/月 ※（Ⅰ）との同時算定なし		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：法定費用自己負担分の18.6%		
家賃	52,500円/月	
食費	1,050円/日（朝食220円、昼食400円、夕食430円）	
光熱水費	300円/日 ※食費・光熱水費は利用実績に応じて精算します	
短期利用 家賃・食費	3,100円/日	

2. その他の料金

<種類>	<利用料>
①認知症専門ケア加算（Ⅰ） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	3円／日 4円／日
②認知症行動・心理症状緊急対応加算 （短期利用者のみ）	200円／日
③若年性認知症利用者受入加算	120円／日
④看取り介護加算（短期、介護予防除く）	逝去当日：1,280円／日 前日、前々日：680円／日 3～30日前：144円／日 31～45日前：72円／日
⑤退居時相談援助加算（短期利用除く）	400円／回
⑥退居時情報提供加算（短期利用除く）	250円／回
⑦口腔衛生管理体制加算	30円／月
⑧口腔・栄養スクリーニング加算	20円／回（6ヶ月に1回上限）
⑨入院時費用	246円／日（月6日 最大12日まで）

※①～⑨については発生時にのみかかる加算です。発生時には改めてご連絡致します。

外注食	実費
理美容費	実費
行政手続代行費	無料（但し住民票代等役所に支払う料金は実費）
日常生活品費・紙オムツ代	実費
所有品管理	無料
金銭管理	無料
レクリエーション費	実費
留意事項： 診療及び入院治療等の医療費については実費。	

● 利用料金のお支払い方法

1. 基本料金については、自動引き落としでお願いいたします。（全金融機関で可能）
2. その他の料金については、お預かりしている小遣い金の中から頂きます。

● 利用料金（家賃、食材・光熱・水費）の変更について

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

3. 連帯保証人について

- ① 連帯保証人は利用者と連携して、本契約から生じる利用者の債務を保証するものとし、その額は 60万円 を限度とします
- ② 連帯保証人が負債する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとし、
- ③ 連帯保証人から請求があったときに当施設は、連帯保証人に対して遅滞無く利用料の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額に関する情報を提供します。

○入居中の医療の提供について

- 定期的（月 1 回以上）に、にしき園診療所から嘱託医師による往診があります。それ以外に必要があれば、症状や病気等の部位に応じて、病院や診療所等への搬送や受診介助も行います。

～協力医療機関及び歯科～

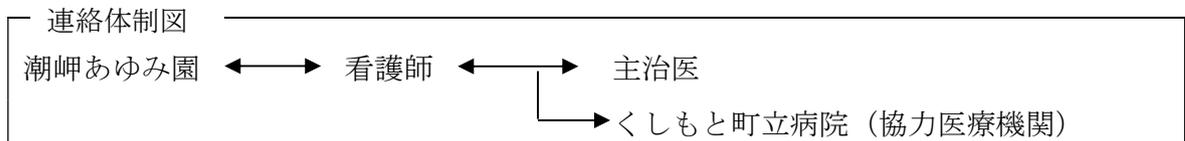
くしもと町立病院	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 691-7 (内科・外科・整形外科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科)
串本有田病院	和歌山県東牟婁郡串本町有田 499-1 (内科・外科・整形外科・眼科)
にしき園診療所	和歌山県東牟婁郡串本町二色 160 (内科・外科・精神科)
小森歯科医院	和歌山県東牟婁郡串本町串本 1735-15

- 緊急時や必要と考えられる場合には、施設の判断で診療や入院治療を受けていただく事があります。
- 重度化した場合、以下に定める指針に基づきサービスの提供を行います。

①担当看護師により、週に 1 回以上日常の健康管理を行います。

②急性期における医師や医療機関との連絡体制（24 時間オンコール体制あり）

ご利用者の急性期には、担当看護師もしくはにしき園診療所の看護職員の指示を仰ぐとともに、速やかに協力医療機関に連絡をし、必要に応じて受診いたします。



③入院期間中における居住費や食費その他

ご利用者の入院期間は、食費・光熱水費は請求いたしません。短期ご利用者がこの期間内にサービスを受ける場合には、居住費も請求いたしません。

④看取りについて

法人が定める指針に基づき行います。

○身体拘束について

当事業所におきましては、ご利用者又は他のご利用者らの生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。緊急事態においてやむを得ない場合には、必ずご利用者及びご家族に説明し同意を得たうえで行い、記録を作成します。

○苦情の受付について

- 当事業所の苦情受付
 - ① 潮岬あゆみ園
 - ② 在宅福祉総合センター にしき園
電話：0735（62）6922／FAX：0735（62）6923
受付時間：月～金 8：30～17：30（但し12月30日～1月3日を除く）
- 当事業所の苦情につきましては、下記窓口でも相談できます。
 - ① 串本町役場 福祉課介護保険担当 電話：0735（62）0562 代
 - ② 和歌山県国民健康保険団体連合会 電話：073（427）4655 代

○施設利用の留意事項

- 入居時、ご用意していただく物
 - ① 寝具類（夏・冬用）、衣類、タオル類、整理ダンス、入浴・洗面用具、履物（上履き・下履き）、食器類等、生活する上で必要な物。
 - ③ 診療情報提供書（既往歴、治療中の疾患、認知症の状態、感染症の有無等）
 - ④ 後期高齢者医療被保険証、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証 等
- 面会
来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。また、食物の差し入れも職員を通して行ってください。
- 外出、外泊
外出、外泊をされる場合は、2日前までにお申し出ください。しかし、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。
- 食事
食事が不要な場合は、前日までに申し出てください。
- 施設、設備の使用上の注意
 - ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
 - ② 故意に、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
ご利用者に対するサービスの実施および安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- 喫煙
施設内の喫煙スペース以外での喫煙は出来ません。

○非常災害対策

管理者は潮岬あゆみ園消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとします。

○認知症対応型共同生活介護における個人情報使用について

- 使用する目的
事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、認知症対応型共同生活介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- 使用にあたっての条件
 - ① 個人情報の提供は、上に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払う事。
 - ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておく事。
- 個人情報の内容（例示）
 - ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報
 - ② 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知）
 - ③ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者及び家族個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。
- 法人発行の広報誌、パンフレット等に、ご利用者の園内外におけるご様子が掲載されることもあります。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にもとづき重要事項の説明をいたしました。

事業者名 _____ 潮岬あゆみ園 _____

説明者 _____ ㊟

私は、本書面にもとづいて、事業所から重要事項の説明並びに交付を受け、サービスの提供開始に同意いたしました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

(代理人) 続柄 _____

住所 _____

氏名 _____ ㊟